

保護者各位

知立市長 石川 智子
(公 印 省 略)

令和7年度施設等利用給付認定子どもに係る現況調査について(依頼)

このことについて、子ども・子育て支援法第30条の7、同法施行規則第28条の6第1項の規定により、施設等利用給付認定保護者は、毎年保育を必要とする理由等を届け出るとともに、その根拠書類を提出しなければならないこととされています。つきましては、下記のとおり現況調査を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 対象児童 令和7年6月に在籍する施設等利用給付認定 2号・3号の認定児童。ただし、8月までに退園する児童は除く。
- 2 提出書類 保育を必要とする理由を証する書類※下記のとおり
(添付書類)
- 3 期 限 令和7年7月25日(金)まで
- 4 提出方法 オンライン提出

提出書類をお手元にご用意の上、右記の QR コードより調査回答を行ってください。



知立市HP:ホーム▶組織から探す▶子ども課▶子どもを預ける▶

幼稚園・認可外・ファミリーサポート等▶オンライン申請▶令和7年度現況調査

事 由		添 付 書 類 (該当の事由のものはすべて提出してください。①～③書類)
就 労 (60 時 間 時 間 以 上 勤 務)	外 勤	【給与等により収入を得ている方・個人事業主に雇用されている方(専従者を含む)】 ① 就労証明書 <勤務先が証明すること> ※月 60 時間の就労時間があること。 ② 給与明細書(5月または6月分)等(写し)※本人名義で勤務時間・日数が確認できること <u>※社会保険加入者(本人)であるときは健康保険証の写しでも可(被扶養者・国保は不可)</u>
	自 営	【自営業の個人事業主の方】 ① 就労証明書 <事業主が記入すること> ※月 60 時間の就労時間があること。 ② 直近(5月または6月分)の売上状況等収入がわかる書類(相手方に請求した請求書、売上が記載された通帳の写し等) ※ただし、 <u>法人格を有する個人事業主</u> は、②の代わりに <u>③ 給与明細書(5月または6月分)または健康保険証の写しの添付でも可(国保は不可)</u> とします。
	農 業	① 就労証明書 ② 農家基本台帳(市役所経済課で発行)等
	内 職	① 就労証明書 <請負先が証明すること> ※月 60 時間の就労時間かつ月の収入 2.5 万円以上があること。 ② 給与明細書(5月または6月分)等(写し) ※本人名義で勤務時間・日数が確認できること

事 由	添 付 書 類（該当の事由のものはすべて提出してください。①～③書類）
妊娠・出産 その他（産後）	① 保育所等入所調査書（出産・災害等申出書） ② 母子健康手帳等の写し ※保護者氏名、出産日（分娩予定日）がわかるページ ※②についてすでに提出済かつ日付の変更がない場合は不要。
育児休業	① 保育所等入所調査書（出産・災害等申出書） ② 勤務先発給の育児休業の通知書の写し ※②についてすでに提出済かつ日付の変更がない場合は不要。
疾病・障がい	必要ありません。 施設等利用給付認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、保育所等入所調査書（診断書）等と変更届を提出してください。
介護・看護	必要ありません。 施設等利用給付認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、保育所等入所調査書（診断書）等と変更届を提出してください。
求職活動	① 保育所等入所調査書（求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書） ② ハローワークカード、派遣登録証等の活動がわかる資料
就 学	① 保育所等入所調査書（就学証明書） ＜学校・訓練校長等の証明を受けること＞ ② 学生証、カリキュラム・時間割表等 ※直近の出席状況を確認できる資料を添付
災害復旧	① 保育所等入所調査書（出産・災害等申出書） ② 災害証明書
DV・虐待	① 保育所等入所調査書（出産・災害等申出書）
その他 （子の障がい）	① 保育所等入所調査書（出産・災害等申出書） 施設等利用給付認定期間の更新がある方は、現況調査とは別で、診断書・療育手帳・意見書のいずれかと変更届を提出してください。

※ 令和7年4月以降に保育所等入所調査書（就労証明書含む）を提出した子どもの保護者、または4月以降に保育を必要とする理由に変更があり、届出をした保護者等で勤務状況に変更がない場合は、保育所等入所調査書（就労証明書含む）の提出は不要です。

ただし、現時点において就労等を行っている事実を確認できる書類（給与明細等）は提出する必要があります。
（※上記、就労証明書、保育所等入所調査書以外）

5 注意事項

- ◆保護者のうち、父・母ともに添付書類が必要です。祖父母に関する書類の提出は不要です。
- ◆保育を必要とする理由を証する書類（添付書類）の提出がない場合や就労時間が 60 時間以上ない等の保育要件がない場合、2号・3号の継続を認めることができません。
- ◆現況届は変更届を兼ねておりません。家族構成、世帯状況及び保育を必要とする事由等に変更がある場合は、上記の期限にかかわらず、速やかに別途変更届と添付書類の提出が必要です。原則として、子ども課へ書類の不備なく届出があった日から認定します。
- ◆勤務先が複数ある方は、勤務先分ご提出ください。
- ◆同じ施設にきょうだいが通所している場合であっても、現況届は児童1人ずつ提出が必要です。
- ◆添付書類については、写しでもかまいません。その場合、お手元に原本を保管してください。
- ◆書類に不備がある場合は、修正し再度提出してください。

【問合せ】 知立市役所 子ども課 保育係 Tel0566-95-0121（ダイヤルイン）